

…市職員を募集します…

秘書課人事係 ☎23-3915

●第一次試験日 7月23日(日)

●試験申込書受付

受付期間 6月1日(木)～14日(水)(土・日曜日は除く)
(郵送は当日消印有効) 午前8時30分～午後5時15分

提出方法 秘書課(市役所4階)に持参または郵送
〒768-8601(住所記載不要) 観音寺市秘書課人事係



下記の募集も予定しています。
試験日や受験資格など詳しくは、
広報かんおんじ7月号に掲載し
ます。

- 保育士・幼稚園教諭
- 一般事務(初級)
- 一般事務(身体障がい者対象)
- 一般事務(UIJターン型)
- 主任介護支援専門員

●試験案内・試験申込書

5月1日(月)から、総合案内所(市役所1階)と秘書課(市役所4階)、各支所で配布します。市ホームページからもダウンロードできます。

注意: 電話や電子メールでの請求は不可。

詳しくは市ホームページでご確認ください。
<http://www.city.kanonji.kagawa.jp/>

試験区分・募集人数等

区分	人数	受験資格	試験の程度
一般事務(上級)	12人	昭和58年4月2日以降に生まれた人	大学卒業程度
土木	1人	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、土木系学科を卒業した人または平成30年3月31日までに卒業見込みの人	
建築	1人	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、2級以上の建築士資格を有する人または平成30年3月31日までに取得できる見込みの人	
保健師	2人	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人または平成30年3月31日までに取得できる見込みの人	

移住者を対象に家賃を補助します

観音寺市への移住を促進するために、移住者(転勤や進学を除く、U・I・Jターン者)に対して、民間賃貸住宅の家賃と契約時に必要な手数料などについて、費用の一部を補助します。

対象 香川県外で3年(短期大学を卒業または専修学校の専門課程を修了した者は2年)以上在住した後、本市に定住する意思をもって(転勤、就学その他一時的な居住は除く)平成28年3月1日以降に観音寺市に転入し、住民票の登録がある人

- 内容**
- 家賃補助
家賃の2分の1(上限2万円)
管理費、共益費、駐車場料金、町内会費(自治会費)等は除く
※転入した月の翌月から2年間
 - 初期費用補助
礼金、不動産取引手数料、家賃支払保証料の2分の1について、6万円を上限に1回に限り補助(敷金は除く)

注意 補助を受けるには、年度ごとの申請が必要

問い合わせ先 地域支援課 ☎23-3949



6月4日(日) オープン!

観音寺市子育て支援センター「ほっとはうす萩」

旧萩原小学校の校舎1階を改修・整備した「観音寺市子育て支援センター」が6月4日(日)にオープンします。小学生までの子どもたちと保護者の皆さんが集い、天候に関係なく楽しく遊んだり、子育てに関する相談が気軽にできたりする施設です。

午前10時から旧萩原小学校体育館で開館セレモニーを行います。子どもたちによる合唱やお楽しみアトラクションなどもありますので、お誘いあわせのうえお越しください。「ほっとはうす萩」は、午後1時から開館します(6月4日は午後4時まで)。ぜひ、遊びに来てください。



- 名称** 観音寺市子育て支援センター
愛称「ほっとはうす萩」
- 所在地** 大野原町萩原2354番地(旧萩原小学校)
- 開所時間** 午前10時～午後5時
- 休館日** 月曜日、年末年始(12月29日～1月3日)、その他、臨時休館日があります。
- 利用対象者** 小学生までの子どもと保護者
(子どもだけの利用は不可)
妊娠中の人とその付き添いの人
- 使用料** 無料

地図



愛称が決定しました♪「ほっとはうす萩」

市民の皆さんから愛称を募集したところ多数のご応募をいただき、ありがとうございました。審査の結果、中村志朋さん(豊浜町)の「ほっとはうす」と校庭に咲き誇る萩の花にちなんで「萩」を組み合わせた「ほっとはうす萩」に決定しました。センターが「ほっと」落ち着いた場所、親子が温かい「ほっと」な愛で包まれるような場所であるようにと願い名付けました。

問い合わせ先

子育て支援課 ☎23-3962
ほっとはうす萩 ☎23-6101
(6月から)

ほっとはうす萩 案内図



臨時福祉給付金 (経済対策分)を支給します

社会福祉課福祉総務係 ☎23-3930

消費税率引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い人に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金(経済対策分)」を支給します。

支給対象者

平成28年1月1日において、観音寺市に住民登録がされており、平成28年度分の市民税(均等割)が課税されていない人。ただし、市民税(均等割)が課税されている人の扶養者や専従者、生活保護の受給者などは対象外。

給付額 支給対象者1人につき15,000円(1回限り)

申請期間 5月10日(水)～8月10日(木)
(当日消印有効)

申請方法

申請書に必要事項を記入し、必要な書類を添えて、同封の返信用封筒で郵送してください。申請書は5月上旬に、支給対象となる可能性がある人に郵送します。申請は原則郵送ですが、窓口で申請をする場合は次のとおりです。

●受付専用の窓口

日時 5月10日(水)～23日(火)
午前10時～午後3時(土・日曜日を除く)
場所 市役所2階エレベーターホール

支給時期 6月下旬以降(支給決定者には支給決定通知書を送付します)

問い合わせ専用ダイヤル ☎23-3981

新婚生活のスタートを 支援します！ (結婚新生活支援補助金)

新たに婚姻した人に対して、経済的負担を軽減し、新生活を支援するため、婚姻に伴う住居費や引っ越し費用の一部を補助します。



対象

平成29年4月1日から平成30年3月1日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦。ただし、夫婦の平成28年分の所得額(平成28年中に奨学金返済を行っている人は控除後の額)が340万円未満であること

内容

- 補助金の額は1世帯24万円まで
- 住居費補助
婚姻に伴い、新たに住宅を建築したり購入したりするための費用、または賃借に要した賃料、敷金、礼金(保証金などこれに類する費用を含む)、共益費および仲介手数料
- 引っ越し費用補助
婚姻を機に観音寺市に転入、または観音寺市内で転居する際に要した費用

申請期間 平成29年4月1日～平成30年3月1日

※その他の要件や申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先 企画課 ☎23-3917

防災ラジオの無償貸与の 申請受け付けを始めます！

希望者に防災ラジオを無償貸与します。防災ラジオでは防災行政無線から発信される情報のほか、AM・FMラジオも聞くことができます。無償貸与を希望する人は、次の方法でお申し込みください。

申請方法

- 危機管理課(市役所4階) または各支所にある申請書に必要事項を記入し、危機管理課または各支所へご提出ください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。
- 申請者は、世帯主です。

申請締め切り

6月30日(金)
初回貸与分として申請期限を設けませんが、締め切り後も随時受け付けます。

初回貸与までの流れ

- 6月30日まで 申請書の受付期限
- 7月～10月 防災ラジオの発注・製造
- 11月ごろ 防災ラジオ配布

○すでに、戸別受信機の貸与申請をしている人は、申請は不要です。
○貸与を希望する世帯が多い場合は、貸与時期が予定より遅れることがあります。

配布方法

配布(受け取り)方法、配布日時については、文書で事前にお知らせします。

問い合わせ先

危機管理課 ☎23-3940



※写真は文字機能付き防災ラジオです。

自分で守る自分たちで守る 家屋の耐震化、家具等の転倒防止対策 および自主防災組織の重要性

大規模災害などが発生したとき、国や県、市の対応(公助)には限界があり、早期に実効性のある対策をとることが困難です。

○自助
防災、減災のために、自分たちで住宅の耐震強化、家具や電気製品等の転倒防止対策などをして「自分の身は自分で守る」こと。

○共助
普段から顔を合わせる地域や近隣の人々が集まって「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神で、お互いに協力しながら、自発的な防災活動に組織的に取り組むこと。

「自助」「共助」の活動を推進するため、市では「観音寺市自主防災組織活性化事業補助金交付要綱」と「観音寺市自主防災力強化事業補助金交付要綱」を制定し、自主防災組織の育成や活動に対する支援を行っています。

観音寺市自主防災組織 活性化事業

●防災資機材購入事業
自主防災組織が、ヘルメットやライト、メガホン、発電機、投光器、チェーンソー、消火器、担架、救急セットなどの防災資機材を購入する経費を補助します。

●防災訓練事業
自主防災組織が、図上訓練、情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、救出・救護訓練、避難誘導訓練、炊き出し・給水訓練、その他防災上必要な訓練を同時に2種類以上実施した際に要した経費を補助します。

●補助額
100世帯以下の組織 1万円を限度



観音寺市自主防災力 強化事業

●地域防災訓練支援事業
小学校区(市長が特に認めるときは、小学校区を分割した区域)を単位に、地域の子どもや保護者と一体となり、実践的な防災訓練に要した費用を補助します。

●補助額
50万円を限度

●補助額
2万円



200世帯以下の組織 2万円を限度
201世帯以上の組織 3万円を限度

犬・猫の不妊去勢手術費の一部を補助します

補助内容

平成29年4月1日以降に動物病院で不妊去勢手術をした、市内で飼育している犬(狂犬病予防法の規定に基づく登録と予防注射を受けている犬)や猫、1匹につき3,000円を補助

対象者

市内に居住し、住民登録をしている人
市税を滞納していない人

申請期限

不妊去勢手術をした日から90日以内

申請に必要なもの

手術費の領収書(手術をした日が記載されているもの)、印鑑、通帳(振込先の口座番号等が確認できるもの)



注意

一世帯につき、同一年度に犬または猫いずれか1匹まで

問い合わせ先

生活環境課(南町四丁目2番10号) ☎25-2698